

第 5 回ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」 締約国会議について (概要)

1) 国際規約について :

2005 年 10 月、第 33 回ユネスコ総会で採択されたドーピング防止に関する初めての世界的な規約。スポーツにおけるドーピングが競技者の健康、フェアプレーの原則、不正行為の撲滅、及びスポーツの将来に重大な影響を及ぼしていることを懸念し、ドーピングの撲滅を目指して、世界ドーピング防止機構(WADA)を中心とした国内レベル及世界レベルの協力活動を推進・強化する体制を確立することを目的とする。

2005 年 10 月 第 33 回ユネスコ総会にて採択

2006 年 12 月 我が国として国際規約を締約

2007 年 2 月 国内発効

2015 年 9 月時点 締約国数 183 カ国

2) 締約国会議について

2 年に 1 度、ユネスコ本部で開催。締約国各国が集まり、議長・副議長の決定、ドーピング防止基金運用方法の決定、ドーピング防止活動計画の策定、情報共有などが行われる。

3) 第 5 回締約国会議について

日 時 : 2015 年 10 月 29 日 (木) ~ 30 日 (金)

場 所 : ユネスコ本部

議 題 : ・ゲタチュー・エンギダ事務次長開会の挨拶

・来賓による挨拶 (鈴木長官挨拶)

・世界ドーピング防止規程の施行状況について

・ドーピング防止基金について (執行・決算、認可委員会委員選出)

・国際規約施行状況のモニタリングについて

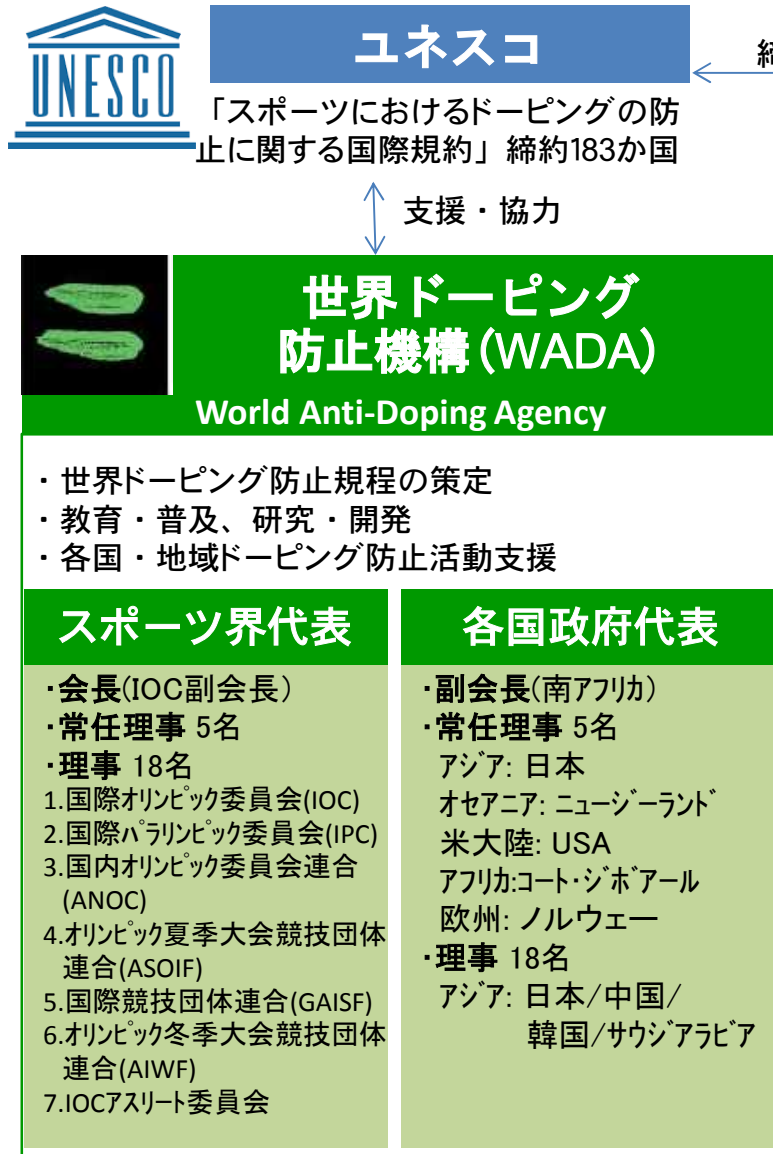
日本のアンチ・ドーピング活動を紹介するブースを設置。

4) スポーツ庁からの出張者

鈴木長官、木村審議官、猪股補佐、伊藤国際課係長

なお、JADA から浅川専務理事、山本シニアマネージャーの他、JSC から出席。

アンチ・ドーピング体制図



ユネスコ 「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」について

(International Convention Against Doping in Sport)

1. スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約とは

- 平成17年10月19日、第33回ユネスコ総会で採択されたドーピング防止に関する初めての世界的な規約。
- スポーツにおけるドーピング（競技能力向上のための禁止物質の使用等）が競技者の健康、フェアプレーの原則、不正行為の撲滅、及びスポーツの将来に重大な影響を及ぼしていることを懸念し、ドーピングの撲滅を目指して、世界ドーピング防止機構（WADA）を中心とした国内レベル及び世界レベルの協力活動を推進・強化する体制を確立することを目的とする。

2. 規約締約国の主な役割

- 規約の目的を達成するため、国内的及び国際的な規模で適切な措置をとること。（第3条）
- ドーピング防止機関等が補助金若しくは贈与によってドーピング管理を行えるよう、資金を供与すること。（第11条）
- WADAの重要な任務を支援する。（第14条）
- WADAに対して資金供与を行う原則を支援する。（第15条）
- ドーピングの防止に関する教育及び研修の計画を支援し、立案し、及び実施する。（第19条）
- ドーピングの防止に関する研究を奨励し、及び促進する。（第24条）